

弁護人の効果的な援助を受ける権利と 合衆国最高裁の動向

田鎖麻衣子^{*}

- I はじめに
- II IAC 主張と連邦 habeas 手続
- III Shinn v. Ramirez 判決
- IV Shinn v. Ramirez 判決がもたらすもの

I はじめに

アメリカ合衆国憲法第 6 修正が保障する弁護人の援助を受ける権利は、公正な正式事実審理 (fair trial) に不可欠なものであり、その援助は効果的なものでなければならない¹⁾。しかし現実には、第 6 修正違反となる弁護人による非効果的援助 (ineffective assistance of counsel, 以下「IAC」という) の訴えが後を絶たない。

IAC の主張は、再審理の申立て、direct appeal²⁾、state habeas とも呼ばれる州の post-conviction 手続 (以下「州 PC 手続」という)、そして連邦の人身保護令状 (writ of habeas corpus) 請求手続 (以下「連邦 habeas 手続」という) など様々な段階でなされ得る。もっとも、IAC の事実は、性質上、trial から相当の時間が経ってからでなければ分からない場合が多く、州 PC および連邦 habeas の手続が、IAC を申し立てる主要な段階となる³⁾。州 PC 手続で IAC 主張を

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第 24 巻第 2 号 2025 年 8 月 ISSN 1347-0388

※ 東京経済大学現代法学部/教授

1) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668, 685 (1984).

2) 本稿においては、trial 裁判所による原判決を覆すことを求める上訴 (直接的攻撃 (direct attack) による上訴) を指す。

退けられた受刑者⁴⁾は、連邦 habeas 手続で IAC を主張することになるが、連邦地裁に申し立てられた habeas 事件のうち、非死刑事件においては 50.4%、死刑事件については 81.0% が IAC の主張を含む⁵⁾ほど、IAC は多くの事件で主張される。

だが、州受刑者が連邦 habeas 手続において審理を受けるには、州と連邦という二元的制度のもとで構築された判例法と、それを背景に成立した制定法による高い壁がある⁶⁾。そうしたなか、連邦 habeas 手続で IAC を訴える州受刑者の救済可能性について、決定的打撃ともいえる判断を下したのが合衆国最高裁判所（以下「最高裁」という）の *Shinn v. Ramirez* 判決⁷⁾である。本稿では、その背景および概要を紹介し、第 6 修正の保障に与える影響について若干の考察を行う。

II IAC 主張と連邦 habeas 手続

1 連邦主義の壁

連邦主義 (federalism)⁸⁾のもと、州の刑事事件に対する第一次的で主要な判断権は州にあり、州の被告人は、長い間、合衆国憲法の権利章典による具体的保障の外に置かれてきた。その状況を変えたのは、デュー・プロセス革命と呼ばれる、第 14 修正の適正手続条項を通じ権利章典の保障を州にも及ぼした一連の最高裁判決である。第 6 修正の弁護人の援助を受ける権利は、ようやく 1963 年、*Gideon v. Wainwright* 判決⁹⁾により、第 14 修正を通じ州の重罪事件で trial を受ける

3) Linda E. Carter et al, *UNDERSTANDING CAPITAL PUNISHMENT LAW* 267 (4th ed. 2018).

4) 死刑判決を受けた者も多いが、本稿では prisoner を便宜上「受刑者」と記す。

5) Nancy J. King et al, *Final Technical Report: Habeas Litigation in U.S. District Courts: An Empirical Study of Habeas Corpus Cases Filed by State Prisoners Under the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996* 28 (2007).

6) その概要については、Kamisar et al, *MODERN CRIMINAL PROCEDURE* 1570-1612 (13th ed. 2012).

7) 596 U.S. 366 (2022).

8) 連邦主義は多義的であるが、本稿では「合衆国が州を基盤とするものであることに力点を置き、連邦政府の権限の拡大を警戒し統治作用の州への分散をはかるべきだと主張する意味」(田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991) 337 頁)において用いる。

被告人にも保障されるようになった。時期を同じくして最高裁は、州受刑者に連邦 habeas 手続への門戸を広げる判断を相次いで出す¹⁰⁾。こうした二つの潮流があいまって、州受刑者による連邦 habeas 請求事件は爆発的に増加した¹¹⁾。

しかしその後、最高裁は州受刑者の連邦 habeas 手続へのアクセスを制限するようになる。また連邦議会においても、連邦裁判所が州刑事手続に介入することへの懸念が高まり、1996年に成立した Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA) では、最高裁判例を基礎に、連邦裁判所による審理可能性を制限する条文が制定された¹²⁾。

判例により構築された連邦 habeas 手続へのハードルのひとつに、手続懈怠法理 (doctrine of procedural default) がある¹³⁾。すなわち、請求人が、州裁判所で、州の手続に従って主張を提出しなかったことにより、州法のもとで放棄・懈怠あるいは禁止されたとみなされる主張は、連邦裁判所において行うことができない¹⁴⁾。もっとも、当該主張を行わなかったことについて、正当な理由 (cause) 及びその主張にかかる連邦法違反の結果としての現実の不利益 (actual prejudice) を示すことができれば、この法理の適用を免除される¹⁵⁾。

では、trial 段階の弁護士 X の援助が非効果的であったところ、州 PC 手続段

9) 372 U.S. 335 (1963). その後、*Argersinger v. Hamlin*, 407 U.S. 25 (1972) は、重罪事件以外でも拘禁刑が科されうる場合に保障を拡大した。なお、trial 後に弁護人の効果的な援助を受ける権利は、第 14 修正により被告人の権利としての最初の上訴手続 (direct appeal) において保障される (*Evitts v. Lucey*, 469 U.S. 387 (1985))。

10) *Fay v. Noia*, 372 U.S. 391 (1963); *Townsend v. Sain*, 372 U.S. 293 (1963). *See also* Daniel S. Medwed, *Ineffective Assistance of Case Law: The Supreme Court's Deficient Habeas Jurisprudence*, Northeastern University School of Law Research Paper No. 432 1 (2023).

11) *King et al. supra* note 5, at 7. *See also* Lawrence L. Jones, *Federal Habeas Corpus - A Hindsight View of Trial Attorney Effectiveness*, 27 La. L. Rev. 784 (1967).

12) AEDPA による主要な変更点として、①出訴期間の制限 (28 U.S.C. § 2244 (d) (1) (A))、②請求人が州の手続においてなさなかった主張を实体において退ける連邦裁判所の権限 (§ 2254 (b) (2))、③請求人が州の手続において主張の基礎となる事実を構築しなかった場合、当該主張に関する証拠調べ手続の原則禁止 (§ 2254 (e) (2))、④以前の請求と同じ主張による請求の原則禁止 (§ 2244 (b))、⑤事実認定および憲法適用について州裁判所の判断を大いに尊重する基準の設定 (§ 2254 (d)) (*King et al. supra* note 5, at 8-9)。

13) AEDPA は、死刑事件か否かを問わずすべての事件に適用されるものとしては、procedural default につき明文規定を置いていない。

14) *Kamisar et al. supra* note 6, at 1582.

階の弁護人 Y もまた非効果的であったがために、Y が X の IAC を主張しなかった場合はどうか。とりわけ、州の手続法上、trial での IAC を direct appeal 段階では主張することが許されず、州 PC 手続の段階で初めて主張できる場合、受刑者にとって州 PC 手続は、trial での IAC を主張する唯一の機会となる。その唯一の機会に弁護人がなすべき主張をなさなかった場合、受刑者は手続懈怠法理により、trial 段階の IAC 主張を禁じられるのか、それとも、州 PC 手続の IAC は、受刑者に同法理の適用を免れさせる正当な理由となるのか。最高裁は、この点につき *Martinez v. Ryan* 判決¹⁶⁾(2012) で判断を示した。

2 Martinez v. Ryan 判決

(1) 事案の概要

Martinez は、アリゾナ州において終身刑を科された。同州法では、trial での IAC の主張を州 PC 手続で行うよう求めていた。だが、州 PC 手続のため裁判所が選任した弁護人は、trial での IAC を主張しなかったばかりか、実のある主張は何ら発見できなかった旨の書面を提出した。裁判所は、Martinez 本人において主張する (pro se) ための猶予期間を与えたが¹⁵⁾、応答はなかった¹⁷⁾。その後、Martinez には新たな弁護人が選任され、二度目の州 PC 手続で、trial 弁護人の IAC を主張した。州裁判所は、従前の手続において主張可能であった主張に基づく救済を禁じる州規則に基づき、訴えを退けた。そこで Martinez は、trial での IAC を主張し、連邦地裁に人身保護令状を請求し、最初の州 PC 手続の弁護人が非効果的であったため trial 弁護人の IAC を主張しなかったことは、手続懈怠を免れる理由となると主張した。

15) *See, e.g., Francis v. Henderson*, 425 U.S. 536 (1976), *Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977).

16) 562 U.S. 1 (2012). 本判決の紹介として、田中優企「アメリカ刑事法の研究 (158) *Martinez v. Ryan*, 562 U.S. 1 (2012)」比較法雑誌 52 巻 4 号 (2019) 189 頁。

17) Martinez は後に、州 PC 手続が進行中であると知らず、pro se 手続について弁護人の助言もなかったと主張した。

(2) 法廷意見

ケネディ裁判官による法廷意見（ロバーツ、ギンズバーグ、ブライヤー、アリート、ソトマイヨール、ケイガン各裁判官参加）は、大要以下のように述べ、州法上、trial での IAC の主張を州 PC 手続で初めて行わねばならない場合において、当該手続に弁護人がおらず、あるいは弁護人が非効果的であれば、連邦裁判所は、trial での IAC の主張についての審理を妨げられないと判示した。

連邦 habeas 手続において州受刑者の有罪と量刑の合憲性を審査する裁判所は、州裁判所の判断に、終局性（finality）と敬意とが与えられるべく設計された規則に支配される。こうした規則のなかに手続懈怠法理があるが、受刑者は手続懈怠の正当な理由と、連邦法違反により被る不利益を示すことにより、連邦裁判所の審査を受けることができる。

Coleman v. Thompson 判決¹⁸⁾は、弁護人は受刑者の代理人であり、受刑者は弁護士の過誤のリスクを負わなければならないとして、州 PC 手続における弁護人の過誤は、手続懈怠を免れる理由とはならないと判示した。しかし、Coleman 判決において問題となったのは、最初の州 PC 手続からの上訴の段階における弁護人の過誤であった。他の州 PC 手続と異なり、trial 段階の IAC を主張する最初の機会を提供する州 PC 手続（初回審査 PC 手続）での弁護人の過誤が手続懈怠を免れる理由とならなければ、受刑者の主張について審査する裁判所がなくなる。初回審査 PC 手続は、州 PC 裁判所が IAC 主張の実体に目を向け、またその手続以前にはどの裁判所も当該主張に触れることがないなど、IAC 主張に関し、多くの点で direct appeal と同等である。

Coleman 判決も、direct appeal において州が選任した弁護人が非効果的であった場合、その IAC は手続懈怠を免れる理由となり得ることを認識していた。この場合、受刑者は、公正な手続と、州の手続に従い自身の主張の実体につき判断を得る機会を否定されるからである。同様に、初回審査 PC 手続においても、十分な弁護がなければ、実体のある IAC 主張の訴えが困難となる。IAC の主張

18) 501 U.S. 722 (1991).

は調査活動と trial での法廷戦略に対する理解を必要とするところ、初回審査 PC 手続で IAC を主張する受刑者は、当該主張に取り組んだ弁護人の成果や裁判所の判断に依拠することができない。

もっとも、trial 段階の IAC 主張の考慮を州 PC 手続段階まで遅らせることには健全な理由がある。IAC 主張は、しばしば、trial 記録に現れない証拠に依存する。証拠調べを行わない direct appeal 手続は、主張の証拠上の基礎を構築するには有効でなく、また、direct appeal で記録を拡張 (expand) できる期限は短いから、弁護士は IAC 主張につき十分に調査できないかもしれない。

Trial 弁護人の効果的な援助を受ける権利は、我が国の司法制度の基盤である。しかし、trial での IAC 主張の場を、弁護人の援助を受ける権利が憲法上保障される direct appeal¹⁹⁾の過程の外へと動かすという選択を、州が敢えて行うことにより、受刑者が IAC を主張する能力は著しく減殺される。こうした手続的枠組みにおいては、初回審査 PC 手続での弁護人の非効果的援助は、手続懈怠を免れる正当な理由となる。受刑者は、初回審査 PC 手続の弁護人が Strickland v. Washington 判決²⁰⁾の基準に照らし非効果的であったこと、及び、trial での IAC の主張が実質的なものであることを示す必要がある。

この Coleman 判決の限定的な修正は、先例拘束性の原則が保護する利益を揺るがすものではない。本件は衡平法上の判断であり、州 PC 手続に弁護人の援助を受ける憲法上の権利があると判断とは様々な点で異なる。Coleman 判決は、本件における限定的状況を除き支配し続ける。

(3) 反対意見

スカーリア裁判官は、大要、以下のように反対意見 (トーマス裁判官参加) を述べた。

19) 前掲注 9) 参照。

20) 466 U.S. 668 (1984). 弁護人の援助が非効果的ゆえに第 6 修正違反となる基準として、①弁護活動が客観的な合理性の基準を下回っていたこと、②当該過誤がなければ手続の結果が異なっていた合理的蓋然性があること、を示した。なお、田鎖麻衣子「弁護人の効果的な援助を受ける権利」一橋法学 16 巻 2 号 (2017) 66 頁以下参照。

州が迅速な正義を行う能力の維持という連邦主義の価値と、州 PC 手続に弁護人の援助を受ける憲法上の権利はないとの先例に照らし、法廷意見は、初回審査 PC 手続に弁護人の援助を受ける憲法上の権利があるとは述べなかったが、これを認めるのと同じ結果をもたらす。州が弁護人の効果的な援助を提供する憲法上の義務を負わない限り、弁護人の過誤は、受刑者には帰責できず正当理由を構成する、防御側 (defense) の外にある要素 (外部的要素) とはならない。

法廷意見は、州の資源に負担を強いることはないというが、死刑事件の場合、連邦 habeas 手続が続く間、死刑囚は生き延び、実質的に減刑されることになる。本日以降すべての死刑事件において IAC が主張され、手続が終わるまで死刑執行は先延ばしにされるであろう。

法廷意見は、本判決を Coleman 判決に対する限定的な例外だとするが、habeas corpus の法理を根本的に変え、州に経済的負担を課し、適時に正義をもたらす州の能力を損なう。連邦 habeas へのフリーパスにより、弁護人の過誤により主張されなかった trial の IAC の訴えが頻発するであろう。

3 Martinez 判決後

Martinez 判決の翌年、最高裁は、Trevino v. Thaler 判決²¹⁾において、direct appeal での IAC 主張が事実上不可能な場合にも、州 PC 手続弁護人の過誤は、手続懈怠を免れる正当な理由となとした (法廷意見はブライヤー裁判官執筆、ケネディ、ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケイガン各裁判官参加)。もっとも、Martinez 判決の法廷意見に与したロバーツ首席裁判官は、同判決による「限定的な例外」を拡張すべきではないとして反対意見を執筆し、同じく Martinez 判決で多数に加わったアリート裁判官がこれに参加した。別途、スカーリア裁判官も反対意見を執筆した (トーマス裁判官参加)。

さらに4年後の Davila v. Davis 判決²²⁾では、トーマス裁判官が法廷意見を執

21) 569 U.S. 413 (2013). 本判決の紹介として、田中優企「Trevino v. Thaler, 569 U.S. 413 (2013)」比較法雑誌 52 巻 4 号 (2019) 206 頁。

22) 582 U.S. 521 (2017). 本判決の紹介として、田中優企「アメリカ刑事法の調査研究 (163) Davila v. Davis, 137 S. Ct. 2058 (2017)」比較法雑誌 54 巻 1 号 (2020) 259 頁。

筆し、trialではなくdirect appeal段階でのIACを、州PC手続弁護人が過誤により主張しなかった場合、手続懈怠を免れる正当理由とはならないとした。法廷意見には、Martinez判決の法廷意見を執筆したケネディ裁判官のほか、ロバーツ、アリート、ゴースッチ各裁判官が参加した。ブライヤー裁判官が反対意見を執筆し、これにギンズバーグ、ソトマイヨール、ケイガン各裁判官が加わった。

Ⅲ Shinn v. Ramirez 判決

Martinez判決に従い、trialでのIACを主張しなかった州PC手続弁護人の過誤により手続懈怠は免除されるべきだとの主張（以下「Martinez主張」という）が認められたとしても、次の難問はtrialでのIACに関し証拠調べが実施されるか否かである。AEDPAは、連邦裁判所が証拠調べをできない場合につき規定する。それによれば、請求人が、州裁判所の手続において主張の事実的基礎を構築しなかった（failed to develop）場合、その主張が、①最高裁によって遡及的に適用され、以前には利用不可能であった新たな憲法上の規則に依拠すること、あるいは、②適正な注意を払っても以前には発見不能であった前提事実に依拠すること、を請求人が示さない限り、証拠調べ審理を開いてはならない（28 U.S.C. §2254 (e) (2) (A)。以下、Title番号は省略）。しかも、①ないし②の要件を充たしても、請求人は、明白かつ説得的な証拠により、いかなる合理的な事実認定者も、請求人を、訴追された犯罪につき有罪と認定しなかったであろうことを示すに足る十分な事実を示さなければならない（§2254 (e) (2) (B)）。これらをすべて充たすことは著しく困難であり、請求人が、州裁判所手続で「主張の事実的基礎を構築しなかった」と判断されれば、事実上、証拠調べ審理は受けられない。Shinn v. Ramirez判決においては、Martinez主張を認める正当理由のある請求人が、これに該当するのかが争われた。

1 事案の概要

被上訴人Ramirez及びJonesは、いずれもアリゾナ州で裁判所が選任した弁護人の援助を受け、死刑判決を受けた。

Ramirez の弁護人は、初回審査 PC 手続において、trial 弁護人が調査を十分に行わず、量刑審理で減輕証拠の提出を怠ったという IAC の主張をしなかった。Ramirez はこの主張を、その後の州手続で行ったものの、州裁判所は時機に後れた主張として退けた。その後、Ramirez は、連邦 habeas 手続において Martinez 主張を行った。地裁は、手続懈怠の正当理由を判断すべく新証拠の提出を認め、手続懈怠は免除したが、trial での IAC 主張はその実体において退けた。Ramirez が上訴したところ、控訴裁判所は、手続懈怠を免除する正当理由と不利益をとともに認定したものの、IAC 主張の実体判断はせず、さらなる事実調査のため地裁への差戻しを命じた。

Jones の州 PC 手続弁護人は、trial 弁護人が十分な調査をしなかったとの IAC 主張を怠った。州 PC 手続での申立てが退けられた後、Jones は連邦 habeas 手続で Martinez 主張を行った。地裁は、正当理由と不利益の判断のため、7 日間の審理で 10 人以上の証人尋問を行い、手続懈怠の免除を決定し、また、この審理で得られた新証拠に基づき、trial での IAC を認定した。アリゾナ州は、§ 2254 (e) (2) は証拠調べ審理を許容しないとして上訴したが、控訴裁判所は、Jones の州 PC 手続弁護人の非効果的援助ゆえに州裁判所で主張の事実的基礎が構築されなかったのであるから、§ 2254 (e) (2) は適用されないとした。

アリゾナ州は、いずれの事件においても、州 PC 手続の弁護人が過誤により主張の事実的基礎を構築しなかったという理由で連邦裁判所が証拠を拡張することは、§ 2254 (e) (2) により許されないと主張して最高裁に裁量上訴を申し立て、これが認められた。

2 法廷意見

トーマス裁判官による法廷意見（ロバーツ、アリート、ゴーサッチ、カヴァノー、バレット各裁判官参加）は概要以下のとおりである。

(1) 我が国の二重主権を尊重するため、連邦 habeas 手続の利用は狭く限定されている。なかでも、受刑者が州の規則に従って州裁判所に提出しなかった主張につき審理し、証拠を考慮することは、極めてまれにしか認められない。

犯罪者を有罪とし刑罰を科す権限は、州に残された不可侵の主権の中心にあるところ、連邦 habeas 審査は、刑事法を通じて社会規範を執行するという州の主権を侵害し、州の刑事司法制度に重大な負担を課して連邦制度に特別な犠牲を強いる。これらの重大な犠牲に照らし、人身保護令状が、「州の刑事司法制度における極端な機能不全」に対する非常救済としての限定的役割を維持するよう、AEDPA と最高裁は制約を課してきた。本件で関連するのは、州受刑者は、連邦裁判所に救済を求める前に、州裁判所で利用可能な救済手段を尽くさなければならないという厳格な規則 (exhaustion requirement) の重要なコララーである、手続懈怠法理である。この法理のもと、連邦裁判所は一般的に、州の手続に従って州裁判所に提出されることのなかった連邦法上の主張につき、審査を拒絶する。二元的制度のもと、連邦地裁が、州裁判所に対し、自州の手続に従って憲法違反を修正する機会を与えることなく有罪を覆すことは、相当でない。

(2) 弁護士は受刑者の代理人であり、弁護士の無知や不注意は、手続懈怠を免除する正当理由とはならない。ただし、手続懈怠が、弁護人の援助を受ける権利が侵害された結果であれば、それは外部的要素とみなされ、第6修正によって懈怠は州に帰責される。よって、弁護人の援助が憲法上保障されない手続では、弁護士の過誤は懈怠を免除する正当理由とはなり得ない。しかし、Martinez 判決において当裁判所は、「きわめて限定的な例外」として、州が受刑者に、trial 段階の IAC 主張を州 PC 手続において初めて主張するよう求めていた場合、州 PC 手続での IAC は、当該主張の手続懈怠を免除する正当理由となり得ると判断した。

(3) 受刑者が州裁判所の手続で主張の事実的基礎を構築しなかった場合のハードルは、さらに高い。受刑者が § 2254 (e) (2) の厳格な要件を充たす場合に限り、証拠調べ審査を開くことができ、同条が規定する、受刑者が「主張の基礎事実を構築しなかった」場合とは、州裁判所記録を拡張しなかった点につき受刑者に責任がある (at fault) 場合である。

被上訴人は、州 PC 手続弁護人が過誤により trial 段階の IAC 主張のために州

裁判所記録を拡張しなかったのであれば、受刑者に責任はないと主張する。しかし、受刑者は、弁護人が、憲法上、非効果的といえる援助を提供したのでない限り、代理の過程で行われた弁護人の全過誤のリスクを負う。そして、州 PC 手続において、憲法上、弁護人の援助を受ける権利はないから、通常、受刑者は、その手続におけるすべての弁護過誤の責任を負う。被上訴人らは、Martinez 主張が認められる場合に、IAC 主張の事実的基礎を展開しなかった責任を受刑者に負わせることは不合理だと主張し、Martinez 判決の拡張を提案する。Martinez 判決は、我々の「衡平法上の判断と裁量」において、手続懈怠が免除される正当理由につきルールを変更することが適切だと判断したが、このような例外は、必要な場合に限り修正が許される「裁判官作成の規則」である。しかし、§ 2254 (e) (2) は制定法であり、我々はこれを再定義する権限を持たない。

また被上訴人は、議会は、AEDPA 制定時に、当裁判所によるアップデートを見込んでいた可能性を主張する。しかし、AEDPA は連邦 habeas の利用可能性を制限したものであるとの認識を前提とすれば、当裁判所が連邦 habeas 手続の利用可能性をゆるやかにすることを、議会在意したとは考え難い。また、Coleman 判決において我々は、弁護人の非効果的援助は、それが独立の憲法違反になる場合にのみ正当理由となると述べたが、それ以降、我々は、州 PC 手続において弁護人の援助を受ける憲法上の権利はないことを、繰り返し確認してきた。

被上訴人は、衡平の見地から、trial 段階の IAC の主張についてのみ、§ 2254 (e) (2) のもとでの事実構築を許すべきだとも主張する。しかし、§ 2254 (e) (2) は、州の受刑者が「主張 (*a claim*) の事実的基礎を展開しなかった」場合には、どのような主張にも、制限なく常に適用される。手続懈怠と異なり、ある一定の主張に関してだけ制定法を修正する権限は我々にはない。

そもそも Martinez 判決自体が、当該事件で問題となった「限定的な例外」を超えたいかなる拡張も排除していた。たしかに Martinez 判決は、州受刑者が、しばしば、trial での IAC 主張を支えるべく trial の記録にない証拠を必要とすることを認識していたが、Martinez 主張に直面した州は、「懈怠された主張が完全に事実的基礎を欠くと応答できるのであるから、(Martinez 判決の) 判示が……

州の資源に大きな負荷をかけることはないはずだ」と説明していた。これは、州が州裁判所記録に依拠できる場合にのみ整合性をもつ。さもなければ連邦裁判所は、州 PC 手続弁護人の事実調査が不十分だったか否かを判断するため、ほぼ常に証拠調べ審理を開くよう要求されるだろう。

(4) 被上訴人は、§ 2254 (e) (2) の第 2 の解釈として、①§ 2254 (e) (2) は、「その主張 (the claim) についての証拠調べ審理」を禁じているにすぎず、正当理由と不利益を判断するための証拠調べ審理は許され、②連邦 habeas 裁判所は、IAC を基礎づける実体の評価をするために①で許容された新証拠を考慮できる、とする。②につき我々は、§ 2254 (e) (2) の“制限は、受刑者が証拠調べ審理なしに新証拠に基づき救済を求める場合には、さらに有力な理由ではまる”とした²³⁾。いかなる目的であれ、連邦裁判所は、§ 2254 (e) (2) の要件が充たされない限り、手続懈怠にかかる主張の実体につき証拠を考慮してはならない。

3 反対意見

これに対し、ソトマイヨール裁判官は概要以下のとおり反対意見（ブライヤー、ケイガン各裁判官参加）を述べた。

(1) 法廷意見は、我が国の当事者対抗主義の基盤である「弁護人の援助を受ける権利」を保護するという連邦裁判所の権限を骨抜きにした。州 PC 手続弁護人の過誤により行わなかった trial の IAC 主張を認めながら、その主張を支える証拠を構築しなかった同弁護人の過誤を請求人に帰責するのは、不合理である。また、法廷意見は、AEDPA が、州の利益と個人の憲法上の権利との間でとったバランスを不適切に再構成するものである。

(2) 被上訴人らが、Martinez 判決による手続懈怠免除のハードルをクリアしていることには争いが無い。問題は、連邦 habeas 手続の請求人が²⁴⁾、Martinez 判

23) Holland v. Jackson, 542 U.S. 649, 653 (2004).

決のもとで帰責性がないにもかかわらず、「州裁判所手続で手続懈怠にかかる主張の事実的基礎を構築しなかった」がゆえに、§ 2254 (e) (2) によって、連邦裁判所での証拠調べ審理を禁止されるのか否か、である。

§ 2254 (e) (2) の「主張の事実的基礎を構築しなかった」とは、構築しなかったことに責任を負う場合を指し、外部の力により構築の努力が阻止される場合、責任はない²⁴⁾。州が被告人に、trial で非効果的の弁護人を提供し、かつ、その trial での IAC 主張を direct appeal での審査から排除した場合、州 PC 手続弁護人の非効果的の援助を、公正な形で受刑者に帰責することはできず、「主張の事実的基礎を構築しなかった」ことにはならない。

Martinez 判決は、trial での IAC を証明するには、trial 記録外の証拠を提出しなければならないとの認識を繰り返し示した。弁護人が必要な措置をとらなかったという過誤を示すには、当然、trial 記録の外にある証拠が必要となる。アリゾナのような州が、trial の IAC 主張を州 PC 手続へとまわす理由自体が、当該主張にかかる事実的基礎の構築を許すことにある。こうした証拠の構築が一切できなければ、Martinez 判決の要件を充たす、実体のある trial の IAC 主張は、その命運を断たれる。このようなルールは、Martinez 判決を無効化するものである。

(3) 法廷意見は、被上訴らによる § 2254 (e) (2) の解釈には、適用対象を限定する原理がないと非難する。だが、被上訴人らの解釈が影響するのは、実質的な trial の IAC を主張し、かつ、その主張が州 PC 手続に制限される、一部の州の受刑者だけである。この場合、州 PC 手続は trial での IAC を訴える唯一の場であり、その段階での IAC は、決定的に重要な憲法上の権利についての審査を排除してしまう。

法廷意見が焦点化するのは、§ 2254 (e) (2) の文言や関連する先例ではなく、連邦裁判所が州裁判所の刑事手続に敬意を払うことこそ AEDPA の目的だ、という点である。しかし AEDPA は、州の判断を難攻不落にするものではなく、

24) Williams v. Taylor, 529 U.S. 420 (2000).

州裁判所の判断の尊重と、州刑事司法制度における極端な機能不全に対する保護に連邦裁判所が果たす必要かつ不可欠な役割の維持との間の、バランスをとっている。法廷意見は、Martinez 判決は州の資源に相当の負荷をかけるだろうという同判決での反対意見を焼き直すが、以後10年近くが経ち、この警告は虚偽であったことが明らかとなった。

第6修正の保障は、trial と州 PC 手続とともに IAC を受けた者にとって、もはや空虚であり、その責任は当裁判所にある。

IV Shinn v. Ramirez 判決がもたらすもの

1 判決に対する評価

(1) IAC は通常、弁護人が行うべきことを行わなかったことによりもたらされる。必要な証拠を入手しなかったり、証人となるべき人物に接触しなかったり、専門家への依頼をしなかったり、行うべき調査を行わなかったりした場合、これらを示す証拠は trial 記録には現れない。よって trial 後、新たな弁護人により事実調査と証拠化がなされる必要がある。

しかし実際には、州 PC 手続においても十分な弁護がなく、よって trial での IAC も主張されないケースは少なくない。IAC を主張しない弁護人は、当然、IAC 主張を基礎づける事実の調査も、証拠化も行わない。ゆえに、連邦 habeas 手続で初めて IAC 主張を行う弁護人にとっては、調査活動を通じて trial 記録外の証拠を構築していくことが、その活動の中心となる²⁵⁾。Martinez 判決自身も、弁護活動による事実構築の重要性を認識し、また、アリゾナ州が trial 弁護人の IAC 主張を初回審査 PC 手続段階へと遅らせた理由もここにあった²⁶⁾。

(2) 法廷意見は、Martinez 判決が衡平法上の判断にあるのに対し、本件での問題は制定法の規定の適用であり、両者はいわば位相を異にするから、Martinez

25) Brief for Federal Defender Capital Habeas Units as Amici Curiae, p.4, Shinn v. Ramirez, 596 U.S. 366 (2022).

26) 566 U.S. 1, 13.

nez 判決のルールは本件には及ばないとする。そのうえで、一般的な代理人ルールと、州 PC 手続では弁護人の援助を受ける憲法上の権利が保障されないことに依拠して、州 PC 手続弁護人の過誤は § 2254 (e) (2) の適用を排除する理由とはなり得ないとする。

だが、そもそも、trial で弁護人の効果的な援助を受ける憲法上の権利は、代理人ルールが被告人にもたらす過酷な帰結を回避する試みの中から発展し²⁷⁾、公正な trial に不可欠な、決定的に重要な権利として確立した。Martinez 判決が、Coleman 判決への「極めて限定的な例外」を認めたのは、さもなければ、この重要な権利の侵害 (trial での IAC) の主張が、審査の機会を奪われるからにはほかならない。そして、この trial での IAC の主張が実質的に審査されるためには、主張を支える事実の有無が証拠により認定されねばならない。主張を支える事実の重要性を十分に認識していた Martinez 判決が、その主張の機会を確保するにあたり、主張を基礎づける事実について審理を受ける機会をも見据えていたことは、明らかであろう。

法廷意見は、Ramirez 判決が Martinez 判決の適用場面ではないとするものの、その内容においては、反対意見も指摘するとおり、Martinez 判決における反対意見の復活である。Martinez 判決および Trevino 判決での反対意見を経て、Davila 判決において多数へと転じた、連邦 habeas の役割を限定する州主権至上主義ともいべきトーマス裁判官の主張が全面展開されたのが、Ramirez 判決といえる。意見の内容のみならずこうした経過に照らしても、法廷意見は、Martinez 判決の「無効化」をもたらすことを意図したうえで、実質において Martinez 判決を破棄するに等しい結論を導いた。先例拘束性原則の価値を貶めるものであると強く批判される²⁸⁾ 所以である。

(3) 法廷意見が、Martinez 判決の拡張を拒否する必要性として挙げる実務上の弊害も、根拠を欠く。連邦裁判所のなかでも Martinez 関連の主張を最も多く

27) 田鎖・前掲注 20) 39 頁以下参照。

28) See, e.g., Note, *Habeas Corpus — Ineffective Assistance of Counsel — Procedural Default — Shinn v. Ramirez*, 136 HARV. L. REV. 400, 406 (2022).

判断してきた3つの法域²⁹⁾において、Martinez 主張がなされた1200件中、救済が認められたのは38件であり、うち Martinez 主張に関して審理が開かれたのは19件にすぎなかったという³⁰⁾。証拠調べ審理を認めたとしても、州が多大な負担を被らないことは明らかである。

(4) 連邦 habeas 手続については、州受刑者が州裁判所の手続において合衆国憲法上の権利保障を主張する場が設定されるようになったことで、その歴史的使命を終えたとの見方も、以前より示されていた³¹⁾。しかし、弁護人の効果的な援助を受ける権利についてみる限り、連邦 habeas 手続は、その使命を終えたというより、放棄したというべきである。

弁護活動の質が確保されず、弁護人の効果的な援助が trial でも州 PC 手続でも期待できない法域で、その状態の改善に州がみずから取り組むことは期待し難い。それは、Powell v. Alabama 判決³²⁾から Gideon 判決までに30年余を要したこと、そして Gideon 判決後もなお今日にいたるまで、多くの被告人、受刑者が IAC による不利益を被っている状況からも明らかである。そうした法域において連邦 habeas 手続による救済が事実上不可能となることは、デュー・プロセス革命以前への後退ともいえる。

2 判決の影響

(1) trial での IAC 主張を direct appeal で認めない州はアリゾナを含め7州であり³³⁾、その他にも、一定の事件については direct appeal での主張を認めない州が多く³⁴⁾、本判決の影響は大きい。

29) フロリダ、ペンシルヴェニア、サウスカロライナの各州。

30) Brief for Habeas Scholars as Amici Curiae, p. 5, Shinn v. Ramirez, 596 U.S. 366 (2022).

31) 酒巻匡「アメリカ合衆国 Habeas Corpus の変遷と刑事司法への影響」酒巻匡ほか編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2019) 784-787 頁参照。

32) 287 U.S. 45 (1932).

33) 他はアーカンソー、インディアナ、ルイジアナ、テネシー、テキサス、ヴァージニア。Sergio Filipe Zanutta Valente, *An Overlooked Consequence: How Shinn v. Ramirez Paves Way for New State Collateral Proceedings*, 75 STAN L. REV. 1531, 1537 (2023).

34) *Id.*

とりわけ、IAC 主張が多い死刑事件への影響は深刻である。実際、上記7州のうち6州、そして Martinez 関連の主張が最も多い3つの州のいずれも、死刑制度を持つ³⁵⁾。合衆国において死刑判決は、最悪の事件ゆえではなく、最悪の弁護ゆえにもたらされると指摘されて久しい³⁶⁾。連邦 habeas への途がいよいよ閉ざされるなか、弁護活動の質の法域間格差と、回避できたはずの死刑が宣告され続ける状況の固定化が危惧される。

(2) なお、Ramirez 判決後、Jones の弁護人は連邦地裁に和解協議を申し立て、州との間で合意に達した。第1級謀殺につき一貫して無実を訴えていた Jones は、被害児の受傷を認識しながら病院に搬送せず死亡させた第2級謀殺で有罪を答弁し、25年の刑を科され、既に受刑を終えたとして2023年6月に釈放された。その決め手は、Ramirez 判決が証拠とすることを禁じた、被害児の死亡原因である傷害が Jones の監護下で生じたものではないことを示す医療記録であった³⁷⁾。

弁護人の援助を受ける権利は、被告人に保障された憲法上の権利を行使するための前提であり、「それなしには、たとえ罪を犯していなくとも、被告人は、自らの無実を明らかにする方法がわからないために有罪とされる危険に直面する」³⁸⁾。Jones の事例は、Ramirez 判決が著しい不正義を招きかねないことを示している。

35) ヴァージニア州は2021年に死刑を廃止し、前掲注29)の3州のうち、ペンシルヴェニアは死刑執行を停止している。

36) See, e.g., Stephen B. Bright, *Counsel for the Poor: The Death Sentence Not for the Worst Crime But for the Worst Lawyer*, 103 YALE L. J. 1835 (1994).

37) Nick Witkowski, *Barry Jones Freed from Arizona's Death Row One Year After Supreme Court Loss*, https://www.americanbar.org/groups/committees/death_penalty_representation/publications/project_blog/barry-jones-freed-from-arizonas-death-row/ (2025年5月8日最終アクセス)

38) 287 U.S. 45, 69.